

日衛連

JAPAN HYGIENE PRODUCTS
INDUSTRY ASSOCIATION

発行 / 社団法人 日本衛生材料工業連合会

No.43

2003.01

紙おむつNews



ご紹介します「紙おむつのQ&A」

より広く活用いただくためにホームページに掲載しました。

(社)日本衛生材料工業連合会が発行している「紙おむつのQ&A」は、消費者から会員企業に寄せられる紙おむつに関する質問の中から、各社の製品関連を除く、紙おむつ全体に共通するお問い合わせや質問に対して、Q&A形式でまとめた冊子で、消費生活センターや日衛連会員企業の消費者相談部門、大型店の消費者相談部門などで使われてきました。

1987年の初版発行以来、4回にわたって改訂されてきましたが、今回の改訂より従来の印刷した冊子から、日衛連のホームページ掲載に変更し、より多くの方に活用いただくことといたしました。

今回の日衛連紙おむつニュースではWeb化された「紙おむつのQ&A」をご紹介します

● 紙おむつのQ&Aのホームページ掲載について

乳幼児用の紙おむつが1980年代前半に発売され、その後急速に普及し現在では育児用品の必需品として定着しました。一方、大人用紙おむつも、高齢化社会への推移とともに需要が大きく伸びてきています。その間、紙おむつ自体についても高吸収化、軽量化、使い心地の向上など技術的な改良や、用途に合わせた製品の多様化が進められてきました。

紙おむつ特性を理解いただき、適切な使い方をしていただくための支援情報として、(社)日本衛生材料工業連合会では1987年に「紙おむつのQ&A」冊子を作成し、加盟企業のお客様相談窓口で活用してまいりました。また、このような情報を加盟企業のみならず行政の消費者対応窓口、介護施設や病院等でもご利用いただけるよう改訂を重ね、公開してまいりました。

電子情報化の流れ、有用情報の公開化の考え方、状況に合わせた速やかな情報作成の必要性等の背景から、今後これらの情報をより広く公開し活用いただくことが有効であると考え、このたび「紙おむつのQ&A」を冊子からホームページに移管いたしました。

また、この機会に内容も全面的に見直し、実質的に第5版改訂版といたしております。

もとより、まだ十分とはいえない部分もあるかと思いますが、今後各位のご意見をいただき、より充実した内容とするよう努めてまいります。

2003年1月15日

(社)日本衛生材料工業連合会
全国紙おむつ・ライナー同業会 広報委員会

● Q&A コンテンツは4区分

Web版「紙おむつのQ&A」は、乳幼児用紙おむつに関するQ&A、大人用紙おむつに関するQ&A、両者に共通するQ&A,さらに安全性や環境に関する

Q&Aの4つに区分されています。また、紙おむつの歴史や種類、構造などの基礎資料や、会員各企業の消費者相談窓口の一覧表がついています。

紙おむつのQ&Aトップページ



紙おむつのQ&A

Question & Answer

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP 乳幼児用紙おむつ編 大人用紙おむつ編 乳幼児用・大人用共通編 安全・環境編 基礎資料 消費者窓口

- 乳幼児用紙おむつ編
- 大人用紙おむつ編
- 乳幼児用・大人用共通編
- 安全・環境編
- 基礎資料
- 消費者窓口

日本衛生材料工業連合会
Japan Paper Industry Association

●初めての育児に役立つ「乳幼児用紙おむつ編」

初めて赤ちゃんを持ったお母さんにとって、排泄と紙おむつは育児の中でも大きなウエイトを占めるものです。そんなお母さん方が最初に直面するのが「どんな紙おむつを選べばいいのか」という問題です。乳幼児用紙おむつ編は紙おむつの種類やサイズの「選び方のQ&A」や、

交換のタイミングや上手なあて方のための「使い方のQ&A」、さらに、赤ちゃんの排泄や身体の生理についてお母さんの疑問に答える「身体生理のQ&A」の3つで構成され、合計18のQ&Aが掲載されています。

紙おむつの **Q** & **A**

Question Answer

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP 乳幼児用紙おむつ編 大人用紙おむつ編 乳幼児用・大人用共通編 安全・環境編 基礎資料 消費者窓口

👶 乳幼児用紙おむつ編
(選び方のQ&A)

Q1 サイズの選び方を教えてください。

A 乳幼児用のサイズを選ぶ場合、月齢よりも体重を目安にし、お腹まわりや太ももがぴったり合うサイズを選んでください。
赤ちゃんの成長・発達には個人差があり、同じ月齢でも体重、体型に差があります。また、同じ体重でも体型が異なり、フィットするサイズも異なってきます。商品パッケージには、新生児用、S、M、Lなどのサイズがついており、それに適用体重の目安となる範囲が表示されています。ただし、表示されている適用体重の範囲は、銘柄によって多少の違いがあります。
適したサイズをお使いいただくことは、漏れ防止のためにも大切です。

●テープ型の場合
紙おむつを正しくあてているのに、足回りやお腹回りに赤い跡がついたり、紙おむつからおへそが出るようになったり、また、テープを止める位置が外側にずれてきたら、そろそろサイズ替えの時期です。ひとつ大きいサイズを試してください。

●パンツ型の場合
体重を目安にを選んでください。股ぐりにゴムの跡がつくなど、きつい場合は1つ上を選んでください。どちらのサイズか迷う場合は、1つ上のサイズを使用してください。

M
0~0kg

▲一覧へ戻る

Q2 パンツ型紙おむつへの切り替えの目安を教えてください。

A 切り替えの目安は、寝かせたままのおむつ替えを嫌がったり、赤ちゃんが歩き始めておむつ替えを立ったまま行えるようになる頃で、この時期以降は、パンツ型の紙おむつの方が、交換が簡単にできるので便利です。

▲一覧へ戻る

| TOP | 乳幼児用紙おむつ編 | 大人用紙おむつ編 | 乳幼児用・大人用共通編 |
| 安全・環境編 | 基礎資料 | 消費者窓口 |

● 選び方、使い方が多岐にわたる「大人用紙おむつ編」

軽度の失禁があるものの、排泄機能以外は身体機能に問題がないという人から、寝たきりで介護が必要な高齢者まで、大人用紙おむつを必要とする人の状態はさまざまです。大人用紙おむつ編では、「選び方のQ&A」でテープ型、パンツ型など紙おむつの形による違いや、サイズの選び方などを紹介しています。また、「使い

方のQ&A」では、紙おむつやパッド類の組み合わせや、もれにくい付け方、床ずれの予防法なども紹介しています。さらに、「医療費控除のQ&A」では医師が「治療のために紙おむつが必要」と認めた人の紙おむつ代金の医療費控除について紹介しており、合計で25のQ&Aが掲載されています。

紙おむつの Q & A

Question & Answer

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP乳幼児用紙おむつ編大人用紙おむつ編乳幼児用・大人用共通編安全・環境編基礎資料消費者窓口

大人用紙おむつ編

〈使い方のQ&A〉

Q6 上手な紙おむつのあて方を教えてください。

A 紙おむつの種類によってあて方は異なります。パッケージに書かれているあて方をお読みください。

テープ型

仰向けの状態で使用者のひざを立て、紙おむつをはずして、汚れが内側になるように紙おむつを丸めます。陰部をきれいに拭き取り、乾いたタオル等でふき乾かします。体を横向きにしておしりも同じように拭きます。



1. 新しい紙おむつを固のように端を折り、紙おむつが体の中央にくるように下におきます。

尿取りパッドを併用する場合 >>

男性用: テープを剥がし両面を巻き上げてサック状にし、テープを貼りつけます。サックの開口側が肌側になるように装着します。

● 乳幼児用、大人用に共通する「共通編」

大人用は介護施設や病院など、多くの人の集まる場所で使用したり、1枚当りも大きいなど乳幼児用との違いもありますが、使用済み紙おむつの処分は乳幼児用・大人用に共通する問題

です。共通編ではこれらの「後処理のQ&A」と、紙おむつを構成する素材についての質問に答えた「素材・機能のQ&A」で、合計9つのQ&Aで構成されています。

紙おむつの **Q** & **A**

Question & Answer

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP | 乳幼児用紙おむつ編 | 大人用紙おむつ編 | **乳幼児用・大人用共通編** | 安全・環境編 | 基礎資料 | 消費者窓口

乳幼児用・大人用共通編

▶ 後処理のQ&A

Q1. 使用後の紙おむつはどのように処理するのがよいでしょうか。
Q2. 病院内で使われた紙おむつは、院内感染の問題から医療廃棄物の処理が適当かと思いますが。
Q3. 紙おむつに便がついたままごみ処理してはいけませんか。
Q4. 使用後の紙おむつのニオイや、交換した時の部屋のニオイが気になります。良い方法はありませんか。
Q5. 家庭、老人施設、病院での使用済み紙おむつの処理は法律上、どのように位置付けされているのでしょうか

▶ 素材・機能のQ&A

Q6. 透湿性(通気性)シートとはどのようなしくみですか。
Q7. 不織布とはどのようなものですか。
Q8. 高分子吸水材とはどのようなものですか。
Q9. 古い紙おむつがあります。使えますか。使用期限はありますか。

| TOP | 乳幼児用紙おむつ編 | 大人用紙おむつ編 | **乳幼児用・大人用共通編** | | 安全・環境編 | 基礎資料 | 消費者窓口 |

● 人体への安全性と、環境への配慮をまとめた「安全・環境編」

紙おむつは通常の使い方では人体への安全性についての問題はありません。しかし、乳幼児や痴呆老人が紙おむつを破いたり、口に入れるなどのケースがまれにあり、「人体安全性のQ&A」では主にこれについて取り上げ、対策について紹介しています。

また、「環境安全性のQ&A」では、紙おむつの資源問題やリサイクルについて、また、焼却処理による有害ガス発生の有無やダイオキシンの発生などについて日衛連の考え方や、独自の試験に基づく見解を紹介しています。

紙おむつのQ&A

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP 乳幼児用紙おむつ編 大人用紙おむつ編 乳幼児用・大人用共通編 安全・環境編 基礎資料 消費者窓口

● 安全・環境共通編
(人体安全のQ&A)

Q1 紙おむつに使用されている高分子吸収材は安全なのでしょうか。

A 紙おむつや生理用ナプキン等に使用されている高分子吸水材は、吸水性樹脂工業会によって以下の試験により安全性が確認されています。

- 急性毒性試験 ▶ 高分子吸水材を誤って飲み下した場合の安全性
- 皮膚刺激性試験 ▶ 直接皮膚に付着した場合の皮膚に対する刺激性
- 接触感作性試験 ▶ 直接皮膚に付着した場合のアレルギー反応等を引き起こす性質
- 粘膜刺激性試験 ▶ 直接局部粘膜に接触した場合の刺激性

▲ 一覧へ戻る

Q2 紙おむつをかじって口のまわりにゼリー状のものがついています。大丈夫ですか。

A ゼリー状のものは高分子吸水材です。誤って食べてしまった場合の高分子吸水材の安全性については急性毒性試験により(事実上無害のレベル)であることが確認されています。

使用前の水分を吸収していない高分子吸水材は粉末で、吸収体であるバルブに混入されています。これを食べてしまった場合、少量なら問題はありません。大

● 紙おむつのすべてがわかる「基礎資料」

紙おむつの歴史や統計などについては幅広い方々から資料請求のお問い合わせをいただいております。基礎資料編では、これらのニーズにお答えする紙おむつの歴史や構造・種類、紙おむつ

に表示される(社)日本衛生材料工業連合会の自主規格、紙おむつ関連の統計など、紙おむつに関連する基礎的な資料が網羅されています。

紙おむつのQ&A

Question & Answer

The Q&A of a Disposable Diaper

TOP 乳幼児用紙おむつ編 大人用紙おむつ編 乳幼児用・大人用共通編 安全・環境編 基礎資料 消費者窓口

✎ 基礎資料

- ▶ 紙おむつの歴史
 - ・乳幼児用紙おむつの歴史
 - ・大人用紙おむつの歴史
- ▶ 紙おむつの構造
- ▶ 紙おむつの種類
- ▶ 紙おむつの品質に関する表示規格
- ▶ 紙おむつ・ライナーの生産統計
- ▶ (社)日本衛生材料工業連合会 組織図

[TOP | 乳幼児用紙おむつ編 | 大人用紙おむつ編 | 乳幼児用・大人用共通編 | 安全・環境編 | 基礎資料 | 消費者窓口]

● 相互リンクで使いやすく便利に

Web版「紙おむつのQ&A」では回答部分で必要に応じて、日衛連ホームページに掲載されている「日衛連紙おむつニュース」や「トピックス」、

「統計」など必要なもの、関連性のある内容を参照できるようにリンクを張り、幅広く参照できるように配慮してあります。

● INFORMATION

紙おむつ購入費用の 医療費控除適用には 確定申告をお忘れなく

2003年2月17日から全国の税務署で所得税の確定申告の受付が始まります。

医師が治療のために紙おむつが必要と認めた人が支払った「紙おむつ購入代金」は、確定申告すると医療費控除が適用され、税金が控除されます。

今年初めて医療費控除のために確定申告する方は、おむつ代であることがわかり使用者(購入者ではありません)の氏名が明記された「領収書」

と、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

また、介護保険の要介護認定を受けていて、医療費控除の申請が2年目以降の場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、主治医意見書の内容を「市町村が確認した書類」または「主治医意見書の写し」で申告することができます。

対 象	確定申告に必要な書類	
	1年目	2年目以降
1) 介護保険の適用外の方 (従来通り)	おむつ代であること、 使用者の氏名が明記された 「領収書」 + 医師が発行する 「おむつ使用証明書」	同 左
2) 介護保険の要介護認定者	おむつ代であること、 使用者の氏名が明記された 「領収書」 + 医師が発行する 「おむつ使用証明書」	おむつ代であること、 使用者の氏名が明記された 「領収書」 + 主治医意見書の内容を 「市町村が確認した書類」 ³ または 「主治医意見書の写し」 ⁴ または 医師が発行する 「おむつ使用証明書」

1：医師が寝たきり状態であると認め、かつ治療上、紙おむつの使用が必要と認めた方すべてが対象になります。

2：介護保険で要介護者と認定された方で、おむつを使用した年に作成された「主治医意見書」の「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」が「BまたはC(寝たきり)」で、かつ「尿失禁の可能性」が「あり」とされた方が対象です。

● INFORMATION

3：主治医意見書の内容を「市町村が確認した書類」

1. 本人が市町村に、主治医意見書のうち紙おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項の確認を申し出ます。
2. 市町村が主治医の意見書の下記の項目を記載した書類を発行
 - ・主治医意見書の作成日
 - ・障害老人の日常生活度（寝たきり度）
 - ・尿失禁の可能性
3. おむつ使用が2年目以降で、おむつの医療費控除の証明に利用できる場合（「主治医意見書」の「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」が「BまたはC」（寝たきり）で、かつ「尿失禁の可能性」が「あり」）に発行します。

4：「主治医意見書の写し」

1. 本人が主治医意見書の写しを市町村に請求
2. 市町村が主治医意見書の写しを発行。
 - ・写しは「原本の写しであることが記載されている」等、要介護認定のために作成された主治医意見書の写しであることがわかるもの
3. おむつ代の医療費控除の証明に利用できないものである場合（「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」が「BまたはC」（寝たきり）以外、あるいは「尿失禁の可能性」が「なし」の方）には、発行しません。

【ご注意】

1. 3、4の交付についての詳細は、お住まいの市役所、町村役場にお問合せください
2. 医療費控除を受けるためには税務署への申告が必要です。お近くの税務署にお問合せください。